

第 15 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 9 月 27 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	4 番	山田	学
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（1 名）

7 番 石川 雅洋

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 3 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 5) 議案
 - 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	樫木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますが異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。それでは、議事録署名委員に4番山田委員、6番小原委員をお願いいたします。
議長	それでは、次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、7番石川委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。以上です。
議長	次に、報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局より報告第1号1番から15番の説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから4ページの15件でございます。書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	ただ今の報告第1号1番から15番について、発言のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、質疑がないようですので、報告第1号1番から15番は報告のとおりといたします。

議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から2番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書5ページの8月30日第14回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成24年9月26日付けで許可をしております。
議長	ただ今の報告第2号1番から2番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第2号1番、2番については報告のとおりといたします。
議長	次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から3番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整結果を報告いたします。町公社が1番から3番ですね、今月19日に利用調整を行った案件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただ今の報告第3号1番から3番について説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第3号1番から3番は報告のとおりといたします。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案第1号1番、2番の議案の説明をいたします。
事務局	【議案第1号1番から2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、報告第3号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの2件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法13条の2第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の1番、2番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の1番、2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第2号1番、2番の説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。
12番	この案件は、更新でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	採決をいたします。議案第2号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の1番、2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の3番、4番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。
地区担当委員の説明をとばしました。申し訳ありません。
それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

5 番

この案件は、今月 19 日に町公社が用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 3 番、4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 3 番、4 番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第 2 号の 5 番から 10 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 5 番から 10 番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書の 3 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番

この案件は、今月 20 日に利用調整を行った案件でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 5 番から 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 5 番から 10 番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第2号の11番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号11番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書6ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員からの補足説明をお願いいたします。
5番	この案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の11番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の12番、13番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号12番から13番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページ下段から7ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20番	この案件は、それぞれ先月の第14回総会において買入要請を行ったものでございます。買受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の12番、13番につ

	いて、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号12番から13番を原案のとおり決しました。
議長	次に議案第2号の14番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号14番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書7ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	この案件につきましては、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号14番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号の1番2番について説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は、別添農地法第3条調査書1ページ、2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	これらの案件につきましては、農業生産法人への借り換えであります。去る9月20日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認いただきました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局ご説明のとおり

	でございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の1番、2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第3号の3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	この案件につきましては、去る9月20日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の3番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の4番、5番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号4番から5番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これら案件は、別添調査書4ページ、5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 4 番、5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 4 番から 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号 6 番、7 番について、説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 6 番から 7 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件は、別添調査書 6 ページ、7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	この案件につきましては、去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 6 番、7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 6 番、7 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 8 番から 9 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 8 番から 9 番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添調査書 8 ページから 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。なお 9 番の案件につきましては、10a あたりの借賃が賃借料情報で設定された最低額より低いものとなっておりますが、農地の状況等を勘案した上での借賃となっていることを申し添えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	この案件につきましては、9 月 20 日、岡崎委員、東口委員、事務局とで現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 8 番、9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 8 番、9 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 10 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 10 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、親から子へ使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしといたします。よって、議案第 10 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 11 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 11 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、親から子へ使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 11 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 11 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 12 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 12 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 12 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	この案件につきましては、9 月 20 日、岡崎委員、東口委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 12 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の12番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番、2番を説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件の申請地は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。また、4号2番の砂利採取を行う業者は、町内での実績はありませんが大樹町へ確認いたしましたところ、砂利採取の実績があることを確認しております。よろしく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	これら案件につきましては、去る9月20日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	それでは、採決をいたします。議案第4号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第4号の1番、2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は、譲受人が工場増設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は市街地に隣接した概ね10ha未満の農地であるので第2種農地と判断されます。第2種農地は原則不許可であります。本件は既存施設の拡張に伴う転用であり、他に代替用地が無いことから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長	地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	この案件につきましては、去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認いただきましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか、ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、採決をいたします。議案第 4 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 5 号「現況証明について」を、議題といたします。議案第 5 号の 1 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 2 番について、説明をいたします。

事務局	【議案第 5 号 2 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、地目変更登記及び現地目確認を目的に証明を求めるものであります。去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認いただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 2 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 3 番を議題といたします。説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 3 番について、議案書をもとに朗読】
議長	地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認いただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 4 番を議題といたします。説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 4 番について、議案書をもとに朗読】

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認いただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 4 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 5 番を議題といたします。説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 5 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 9 月 20 日、国枝委員、森委員、事務局とで現地を確認していただきました。農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第 5 号 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 6 番、7 番を議題といたします。説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 6 番から 7 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

16 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 9 月 20 日、岡崎委員、東口委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第 5 号 6 番、7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 6 番、7 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号 8 番を議題といたします。説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 8 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	議案の 30 ページ、31 ページをお開きいただきたいのですが。ここに今回の現地目確認をご審議いただく図面がついております。30 ページの左側がこれが管内図に落とした今回の位置図になります。右側のほうですが、これが旧中当牧場の該当地域の全体図となっております。その下の 31 ページに①と②の図面がありますが、これは該当地域の全体図を二分割して表示したものでありまして、若干重複している箇所もありますがこちらのほうをご覧ください。 今回現況証明についてご審議いただく対象地につきまして、忠類中当に位置するものが全部で 10 筆、忠類古里に位置するものが全部で 10 筆、忠類晩成に位置するものが全 2 筆の合計で 22 筆となります。 面積計はさきほど議案の朗読で申し上げましたように 667,901 m²となっておりまして、31 ページの図面の①②網掛けになっている部分について農地・採草放牧地以外とし、30 ページ右側の全体図と見比べていただきまして白地になっている部分につきましては農地としてそのまま残しておくことになります。 なお、この案件につきましては今月行われました第 3 回の幕別町議会定例会において、条例等一部改正がおこなわれまして、忠類地区にありました中当第一牧場が廃止されたことにともないましての現地目確認の申請となっておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
23 番	この案件につきましては、現地目確認を目的に証明を求めるものであります。9 月 20 日に岡崎委員、東口委員、事務局とで現地を確認しております。農地・採草放牧地以外ということで確認をしております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか、ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第5号の8番は原案のとおり決しました。
議長	予定をされている案件は以上であります。これをもって、第15回農業委員会総会を閉会したいと思います。